

吹田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則制定の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和4年(2022年)6月15日(水曜日)～
令和4年(2022年)7月14日(木曜日)

2 提出意見数 1件(1通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	<p>このような場合はまず避難できるようにしたいと思います。 避難住宅を募集するとか、3年とか15年くらいまでで、 なぜなら、このような場合はたいていSクラス級の地震断層があり、シンド7ていどの脇であることが多く、過疎化地域かになっていくことも考えられ、住まなくなることもあるからです。 重点地が他へそれ、わざわざ建て替えたりしなくても、 だからしばらくは、15年ほどはそれでいいんじゃないかと。</p>	<p>今回の施行細則制定につきましては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の規定に基づき、必要な添付図書について定めるものであり、いただいた御意見は意見募集案件の対象外の内容であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>